

総合評価落札方式・プロポーザル方式 における留意点について (建設コンサルタント業務に関するQ&A)

令和6年1月

奈良県 県土マネジメント部
技術管理課

目 次

◆ Q1-1 ~ Q1-23

「技術提案書（事前・事後）」の提出に関すること

◆ Q2-1 ~ Q2-20

「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」に関すること

◆ Q3-1 ~ Q3-8

「技術提案（業務の実施方針及び評価テーマ）」に関すること

◆ Q4-1 ~ Q4-4

「一括審査方式」に関すること

「技術提案書(事前・事後)」の提出に関すること

Q1-1	総合評価落札方式における技術提案書の提出手続きについて教えてください。
Q1-2	総合評価落札方式における技術提案書(事前)、プロポーザル方式における参加表明書及び技術提案書の書類提出時の注意点を教えてください。
Q1-3	技術提案書(事前・事後)を電子入札システム上で提出する際は、PDF以外の形式でもいいですか。
Q1-4	技術提案書(事前・事後)の電子入札システムでの提出に関して、Excelファイル内の各シートを個々にPDF化して提出すべきですか、zipファイル等にひとつに圧縮して提出すべきですか。
Q1-5	電子入札システムで提出する技術提案書(事前)のファイル名に規則や決まりはありますか。
Q1-6	提出書類(総合評価落札方式の技術提案書(事前・事後)及びプロポーザル方式の参加表明書・技術提案書)の日付はいつにすればいいですか。
Q1-7	提出書類(総合評価落札方式の技術提案書(事前・事後)及びプロポーザル方式の参加表明書・技術提案書)の会社印の押印は省略できますか。
Q1-8	技術提案書(事前)の提出について、誤って令和6年1月9日以前の公告で用いられていた様式(会社名の記入欄があるもの)で提出してしまいました。この場合、従来どおり受理していただけますか。
Q1-9	技術提案書(事前)の提出について、従来どおり書留郵便で提出してもよろしいですか。
Q1-10	各様式とそれに添付する資料は、どのような順番で綴じればよいですか。
Q1-11	技術提案書(事前・事後)の提出について、電子入札システムでの提出には10MBの容量上限があり、添付書類が多くなる案件では全ての書類を提出できません。この場合、郵送又は持参による提出は認められますか。
Q1-12	「配置予定技術者(企業)の経験及び能力等」について、事後審査化となったことにより、技術提案書の提出も事前と事後に分かれましたが、技術提案書(事前)に、全ての様式及びその根拠資料を添付することで、落札候補者となった場合でも、技術管理課に提出したことにならないのですか。
Q1-13	技術提案書(事後)が収受された後は、様式の差し替えや添付資料の追加は認めてもらえませんか。
Q1-14	技術提案書(事後)を持参にて提出し収受された後、提出内容に誤りを発見しました。公告で示されている期限までは電子入札システムで提出が可能なようですが、提出し直してもいいですか。

Q1-15	技術提案書(事後)を提出する際、技術管理課で收受印を押印していますが、收受印が押印されたということは、提出書類の内容に問題が無いと判断されたと考えてよろしいですか。
Q1-16	配置予定技術者の業務実績について、提出前に不足資料がないか、事前に確認してもらえますか。
Q1-17	総合評価落札方式において入札時に電子入札システムで入力する「配置予定技術者(企業)経験及び能力等」及び「手持ち業務量」の自己申告評価点について、誤って実際の値よりも高い値を入力し、落札候補者となりました。技術提案書(事後)の提出に際し、不正な入札として失格となりますか。
Q1-18	入札時に電子入札システムで配置予定技術者の氏名を提出することに関して、失格となるのはどのような場合ですか。
Q1-19	入札時に電子入札システムで提出しなかった予定担当技術者について、技術提案書(事後)で様式5(予定担当技術者の資格等)を提出すれば担当技術者として配置できますか。
Q1-20	入札時に電子入札システムで配置予定技術者の氏名を提出するにあたり、旧姓使用等の理由で書類により氏名が異なる技術者はどのようにすればよいでしょうか。
Q1-21	技術提案書(事後)及びプロポーザル参加表明書を提出する際に、公告及び入札説明書に示されている配置予定技術者の人数、評価項目における業務実績の件数を超過した場合はどのように評価されますか。
Q1-22	特別簡易型で発注されている工事に参加したいとき、技術提案書(事前)の電子入札システムでの提出はどうすればいいですか。
Q1-23	「配置予定技術者(企業)経験及び能力等」について、事後審査化となりましたが、契約機関が事務所の場合は、技術提案書(事後)の提出先も事務所にはならないのですか。

「配置予定技術者(企業)の経験及び能力等」に関すること

Q2-1	「参加資格の業務実績」と「評価項目における配置予定技術者の同種業務・類似業務の実績」の内容が違うのはなぜですか。
Q2-2	同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目において業務実績を明確に確認できる資料を添付してくださいとありますが、どのようなものを添付すればよいですか。
Q2-3	「配置予定技術者(企業)の経験及び能力」の各評価項目における業務実績の評価対象期間はいつ更新されますか。
Q2-4	総合評価落札方式の技術提案書(事前)及びプロポーザル方式の技術提案書において、「業務の実施方針」及び「評価テーマ」を記載する各様式が指定される枚数を超過した場合は、どのように評価されますか。
Q2-5	「配置予定技術者の業務実績」について、配置予定技術者が現在の会社でなく、過去に勤めていた会社での業務実績でも評価対象になりますか。

Q2-6	配置予定技術者の同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目における業務実績について、奈良県で発注している実績についても添付資料が必要なのはなぜですか。
Q2-7	配置予定技術者の業務実績において、提出様式とおりの加点がされていないことがあるのはなぜですか。
Q2-8	合併や社名変更等により、テクリス登録書や成績評定点通知書に記載の社名が現在の社名と異なる場合はどうしたらいいですか。
Q2-9	配置予定技術者の実績について、テクリス登録に記名されていない技術者でも業務に携わっていれば評価されますか。
Q2-10	同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目において求められている「完了」とは、テクリスにおける「工期」の工期末年月日のことでいいでしょうか。
Q2-11	テクリスで登録されている履行期間および技術者の従事期間や完了登録日は参加を考える次の業務の公告日以降となっているが、実作業として成果品は公告日以前に完了していた場合、手持ち業務量に含めなくてもいいですか。
Q2-12	配置予定技術者の同種業務・類似業務、地域精通度、表彰の評価項目における業務実績で、高速道路株式会社の発注業務は対象となりますか。
Q2-13	手持ち業務を証明する添付資料にはどのようなものを添付すればよいですか。
Q2-14	手持ち業務に特定建設工事共同企業体(JV)での受注業務や長期契約(複数年度にまたがる業務)業務があります。手持ち業務としての金額はどう考えればよいですか。
Q2-15	測量業務や地質調査業務は手持ち業務量の対象となりますか。また、発注者が奈良県以外の業務でも対象となりますか。
Q2-16	企業の業務執行技術力(委託業務等成績評定点)に係る提出様式の添付資料は年度更新後に初めて落札候補者となった時のみの添付でよいとなっていますが、初めて落札候補者となる案件が同時期に集中した場合は全ての案件に添付する必要がありますか。
Q2-17	企業の業務執行技術力(委託業務等成績評定点)に係る提出様式について、添付資料が手元にありません。どうすればいいですか。
Q2-18	企業の業務執行技術力(委託業務等成績評定点)において、「測量作業」「地質調査」「単純調査等業務」は評価対象から除くとありますが、通知書では除外対象か判断がつかないものもあります。どうすればいいですか。
Q2-19	受注後のテクリス登録において、参加表明書又は技術提案書(事後)に記載した配置予定技術者以外の技術者の登録を認めないのは何故ですか。
Q2-20	共同企業体(JV)での参加が可能な業務の場合、様式5に記載する予定担当技術者は代表者に所属する技術者のみでいいですか。また、その場合はテクリス登録する構成員の担当技術者は誰でもいいですか。

「技術提案(業務の実施方針及び評価テーマ)」に関すること

Q3-1	技術提案書の審査は恣意的に行われていませんか。
Q3-2	技術提案(業務の実施方針及び評価テーマ)を記載する際に、文字の大きさに制限はありますか。
Q3-3	技術提案書をカラーで提出しても審査時は白黒で内容を確認していると聞きましたが本当ですか。
Q3-4	技術提案(業務の実施方針及び評価テーマ)において業務内で決定するような具体的な内容を提案してもいいですか。
Q3-5	技術提案(業務の実施方針及び評価テーマ)が評価されていません。理由を教えてください。
Q3-6	「業務の実施方針」において、配点の比率が業務毎で違うのはなぜですか。
Q3-7	評価の内訳は公表してもらえますか。
Q3-8	ヒアリングのプレゼン資料として、追加資料を提出してもいいですか。

「一括審査方式」に関すること

Q4-1	一括審査方式で発注されている業務に参加したいとき、技術提案書(事前)の電子入札システムでの提出はどうすればいいですか。
Q4-2	一括審査方式の対象業務について、入札に参加する全ての業務に対し同一の技術提案書(事前)を提出することとありますが、「同一の技術提案書(事前)」について具体的に教えてください。
Q4-3	一括審査の業務について、業務ごとに配置技術者を変えたいのですが、どうすればよいですか。
Q4-4	一括審査の業務について、業務ごとに異なる業務地等に即した内容で、各個提案を行いたい場合はどのように記載すればよいですか。各業務に対する提案を一覧で記載してよいですか。
Q4-5	業務5件が対象の一括審査方式(落札可能件数は2件)について、全ての業務に参加はしており、業務①を落札し、続いて業務②も落札者候補者となりました。ここで、業務②より業務③の落札を希望していた場合、業務②の落札を辞退すれば業務③の有効な応札者になれますか。

Q1-1 総合評価落札方式における技術提案書の提出手続きについて教えてください。

A1-1 奈良県では、全ての総合評価落札方式において**事後審査**を採用しています。

事後審査とは、入札参加者が自己採点した「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」について、落札候補者（評価値が最も高い者）についてのみ、根拠資料等の審査を行うものです。

また、令和6年1月9日以降公告の案件から、技術提案書の提出が電子入札システム上で実施できるようになりました。

これにより、技術提案書（事前）は入札参加者全員が公告で指定する期日までに電子入札システム上で提出することとなり、技術提案書（事後）は落札候補者のみが開札後公告に指定する期限までに電子入札システム上または直接持参により提出することとなります。

Q1-2 総合評価落札方式における技術提案書（事前）、プロポーザル方式における参加表明書及び技術提案書の書類提出時の注意点を教えてください。

A1-2 下記事例により、欠格・失格となる場合があります。
(1)

＜総合評価落札方式・プロポーザル方式 共通＞

- 業務名、業務番号が適正でない（未記載、誤記含む）場合
- 期日までに提出されない場合
- 提出を求める様式について一部でも不足している場合
- 技術提案書を提出するにあたり、公告で指定する様式の枚数の内に、提案を求める事項が1つでも欠落している場合
- 技術提案書に記載の内容に、当該業務の業務内容に合致していない内容が含まれている場合（無関係な業務地や建物、明らかに無関係な検討事項等に関する記述）

Q1-2 総合評価落札方式における技術提案書（事前）、プロポーザル方式における参加表明書及び技術提案書の書類提出時の注意点を教えてください。

A1-2
(2) 下記事例により、欠格・失格となる場合があります。

<総合評価落札方式>

- ・参加者が特定できる情報（会社名、代表者名等）が様式内に記載されている、会社印が押印されている場合

<プロポーザル方式>

- ・会社名（共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名）が未記載、正しく記載されていない（誤記、誤植など）場合や、会社印の押印がない場合
- ・参加表明書に配置予定技術者の氏名が未記載の場合

Q1-3 技術提案書（事前・事後）を電子入札システム上で提出する際は、PDF以外の形式でもいいですか。

A1-3 電子入札システム上ではPDFファイル以外でも提出が可能です。

ただし、PDF形式以外のファイル形式（Word、Excel等）で提出された技術提案書がレイアウトずれや文字化けなどを起こして審査時に記載内容が判読できない状態となった場合、**記載内容の一部又は全部が評価の対象外となる恐れがあります。**

技術提案書の提出はPDF形式でお願いします。

Q1-4 技術提案書（事前・事後）の電子入札システムでの提出に関して、Excelファイル内の各シートを個々にPDF化して提出すべきですか、zipファイル等にひとつに圧縮して提出すべきですか。

A1-4 電子入札システム上で技術提案書（事前・事後）を提出する際は、**公告に添付された技術提案書作成用のExcelファイル内の提出シートをひとつのPDFファイルにまとめて出力のうえ提出してください。**

なお、10MBの容量内であればファイルの提出数に上限はありませんので、**複数ファイルを提出する場合に圧縮する必要はありません。**

Q1-5 電子入札システムで提出する技術提案書（事前）のファイル名に規則や決まりはありますか。

A1-5 提出するファイルの名前には参加者を特定できる下記のような情報が含まれないようご注意ください。

- 会社名
- 会社の住所
- 代表者名
- 技術提案書（事前）を作成した技術者名 等

Q1-6 提出書類（総合評価落札方式の技術提案書（事前・事後）及びプロポーザル方式の参加表明書・技術提案書）の日付はいつにすればいいですか。

A1-6 総合評価落札方式における技術提案書等提出書（事前）については、令和6年1月9日以降公告の案件から用いられる様式には日付欄がありませんので、提出日付の記入は不要です。

技術提案書等提出書（事後）については、提出日付は実際に電子入札システムで提出する日付（直接持参する場合は実際に持参する日付）としてください。

プロポーザル方式における参加表明書及び技術提案書については、提出日付は実際に郵送する日付としてください。

いずれの場合も、書類に日付を記入する際は、公告に示された当該書類の提出期限を過ぎた日としないようご注意ください。

Q1-7 提出書類（総合評価落札方式の技術提案書（事前・事後）及びプロポーザル方式の参加表明書・技術提案書）の会社印の押印は省略できますか。

A1-7 総合評価落札方式における技術提案書等提出書（事前）については、令和6年1月9日以降公告の案件から用いられる様式には会社名欄がありませんので、会社名の記入とともに会社印の押印も不要です。

技術提案書等提出書（事後）についても、電子入札システムで提出する場合は、会社印の押印は不要です。

総合評価落札方式における技術提案書（事後）を**直接持参する場合及びプロポーザル方式における参加表明書・技術提案書を提出する場合は、会社印の押印が必須**です。押印がない場合、提出者が特定できないため、提出がなかったものと見なされ**失格（欠格）**となります。

Q1-8 技術提案書（事前）の提出について、誤って令和6年1月9日以前の公告で用いられていた様式（会社名の記入欄があるもの）で提出してしまいました。この場合、従来どおり受理していただけますか。

A1-8 令和6年1月9日以降公告の業務において、技術提案書（事前）は会社名等の記載を求めない新しい様式となります。

公告に添付されている様式以外で提出された技術提案書（事前）は受理できず欠格となりますので、旧様式の使い回しなどがないようご注意ください。

また、技術提案書（事前）として提出されたものの中に参加者が特定できる情報（会社名の記載、会社印の押印等）があった場合、公平な審査が行えないものとして欠格となりますのでご注意ください。

Q1-9 技術提案書（事前）の提出について、従来どおり書留郵便で提出してもよろしいですか。

A1-9 令和6年1月9日以降公告の業務において、技術提案書（事前）は公告で指定されるとおり、原則として電子入札システム上での提出となります。
従来の方法で建設業・契約管理課長宛て郵送された技術提案書（事前）は**原則として全て不受理**となりますのでご注意ください。

ただし、何らかの事情により電子入札システムの使用が不可能な場合に限り、建設業・契約管理課と協議のうえ承諾を得て同課長宛て書留郵便にて提出することができます。

なおこの場合も、公告で指定される提出期日の変更は認められません。

Q1-10 各様式とそれに添付する資料は、どのような順番で綴じればよいですか。

A1-10 各様式とそれに添付する資料について、綴じ方は指定されていません。

ただし、様式と添付資料を別で綴じている、添付資料が何の脈絡も無い順番で綴じられている等の場合、どの添付資料がどの様式に対応するものなのか適切に判断できず、評価されない場合があります。

添付資料は各様式の直後に並べて綴じる、添付資料がどの様式に付随するものか明記する、等の適切な整理をお願いいたします。

なお、複数の技術者で重複する資料や、同種・類似業務の実績と地域精通度の実績で重複する資料は、該当する技術者及び項目を記載のうえ、1部のみでの提出としていただいても結構です。

(※技術提案書に添付の資料と競争入札参加資格確認申請書に添付の資料は別でご用意ください)

Q1-11 技術提案書（事前・事後）の提出について、電子入札システムでの提出には10MBの容量上限があり、添付書類が多くなる案件では全ての書類を提出できません。この場合、郵送又は持参による提出は認められますか。

A1-11 技術提案書（事前）の提出については、建設業・契約管理課と協議のうえで承諾を得て同課長宛て書留郵便にて提出してください。持参は認められません。またその際、封筒には従来どおり、朱書きで「<開札日><業務名><業務番号>の技術提案書在中」と記載してください。

技術提案書（事後）の提出については、公告に記載のとおり持参での提出を認めていますので、電子入札システムでの提出が難しい場合は、直接技術管理課宛てご持参ください。

いずれの場合も、公告に記載される提出期限を過ぎての受理はできませんのでご注意ください。

Q1-12 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」について、事後審査化となったことにより、技術提案書の提出も事前と事後に分かれましたが、技術提案書（事前）に、全ての様式及びその根拠資料を添付することで、落札候補者となった場合でも、技術管理課に提出したことにならないのですか。

A1-12 技術提案書（事前）に根拠資料等を添付していても、技術提案書（事後）の資料を提出したことにはなりません。

「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」の事後審査化については、資料作成・確認の改善を図るため、導入した制度です。

技術提案書（事後）は、開札後、落札候補者のみが提出することとしていますので、技術提案書（事前）に全ての様式及びその根拠資料を添付するのではなく、落札候補者となった場合のみ、提出してください。

Q1-13 技術提案書（事後）が収受された後は、様式の差し替えや添付資料の追加は認めてもらえますか。

A1-13 持参提出において技術提案書（事後）に収受印が押された場合及び電子入札システム提出において公告に記載の提出期限を過ぎた場合、それ以後の各提出様式の差し替えや追加提出は原則として認められません。

ただし、各提出様式に添付される補足資料等に関しては、必要に応じて技術管理課より追加提出を求めることがあります。

また、様式7（工事成績評定点）に関してのみ、「過去4年間の委託業務等成績評定点の平均値」の合意のため、必要に応じて様式そのもの及び添付資料の再提出または追加提出を求めることがあります。

Q1-14 技術提案書（事後）を持参にて提出し收受された後、提出内容に誤りを発見しました。公告で示されている期限までは電子入札システムで提出が可能なようですが、提出し直してもいいですか。

A1-14 持参提出により技術提案書（事後）に收受印が押印された場合、電子入札システムでの技術提案書（事後）の提出は全て無効となり、公告に示されている提出の期限より前であっても再提出は認められません。

なお、技術提案書（事後）の提出を電子入札システムのみで行う場合は、公告に指定する期限まで何度でも再提出が可能です。

ただし、様式の不足等で再提出を行う場合など、不足物のみの追加提出はできません。必ず提出様式全てを再提出してください。

期限を過ぎた時点で最後に提出されていたもののみが技術提案書（事後）として扱われます。

Q1-15 技術提案書（事後）を提出する際、技術管理課で收受印を押印していますが、收受印が押印されたということは、提出書類の内容に問題が無いと判断されたと考えてよろしいですか。

A1-15 收受印は、提出期限までに技術提案書（事後）が確かに提出されたことを受発注者双方が確認したことを証明するものです。技術提案書（事後）の内容の評価は收受後に開かれる総合評価審査委員会での審査に基づき決定するので、**收受印を押印する段階では評価は確定していません。**

なお、受付時の簡易な確認作業の際、様式の抜けや根拠の不備等を指摘する場合がありますので、提出期限よりも余裕をもってご来庁いただくことをお勧めします。**提出期限を過ぎてしまった場合、技術提案書（事後）は收受できません。**

Q1-16 配置予定技術者の業務実績について、提出前に不足資料がないか、事前に確認してもらえますか。

A1-16 配置予定技術者の業務実績をはじめとする「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」の評価については、審査書類（技術提案書（事後）及び参加表明書）の收受後に開かれる総合評価審査委員会（プロポーザル方式の場合は技術審査委員会）での審査に基づき決定されます。

従って、審査書類の收受前にその内容を審査する行為は事前審査にあたるため一切実施しておらず、問い合わせにも対応しておりません。

評価項目や業務内容について確認したい事項がある場合は、公告に記載されている「設計図書等に関する質問」や「参加表明書作成に関する質問」として、質問を提出していただくよう、お願いいたします。

Q1-17 総合評価落札方式において入札時に電子入札システムで入力する「配置予定技術者（企業）経験及び能力等」の自己申告評価点について、誤って実際の値よりも高い値を入力し、落札候補者となりました。技術提案書（事後）の提出に際し、不正な入札として失格となりますか。

A1-17 失格にはなりません。

事後審査制度に基づき、開札時の順位は全て電子入札システム上で入力された自己申告評価点をもとに仮決定されます。

その後、落札候補者から提出された技術提案書等（事後）の各評価項目の審査結果の合計値と電子入札システムで入力された自己申告評価点との間に齟齬がある場合は、そのどちらか低い方を「配置予定技術者（企業）経験及び能力等」の正しい評価値として採用します。

ただし、落札者決定基準で工事ごとに示されている「配置予定技術者（企業）経験及び能力等」の満点よりも高い値を自己申告評価点として入力するなどの悪質な行為は、入札妨害と見なされる恐れがありますのでご注意ください。

Q1-18 入札時に電子入札システムで配置予定技術者の氏名を提出することに関して、失格となるのはどのような場合ですか。

A1-18 入札時に電子入札システムで提出された配置予定技術者の氏名に対し、技術提案書（事後）の様式4～6に記載された配置予定技術者の氏名が異なる場合は失格となります。

なお、電子入札システムでの配置予定技術者の氏名入力は全てカタカナでの入力となります。

様式4～6において、配置予定技術者の氏名のフリガナが正確に記入されていないと氏名の突合ができないためご注意ください。

Q1-19 入札時に電子入札システムで提出しなかった予定担当技術者について、技術提案書（事後）で様式5（予定担当技術者の資格等）を提出すれば担当技術者として配置できますか。

A1-19 電子入札システムで提出の無かった予定担当技術者については、技術提案書（事後）において様式5は受理されず、**評価の対象外**となります。

また、受注後にテクリス登録できる配置技術者についても、入札時に電子入札システムで提出された配置予定技術者のみとなります。

なお、入札時に電子入札システムで複数名の予定担当技術者を提出した場合、その**全員分の様式5の提出が無い場合は失格となります**ので十分お気を付けください。

Q1-20 入札時に電子入札システムで配置予定技術者の氏名を提出するにあたり、旧姓使用等の理由で書類により氏名が異なる技術者はどのようにすればよいでしょうか。

A1-20 電子入札システムで提出する配置予定技術者の氏名は、技術提案書（事後）の提出様式4～6で提出する氏名と同一にしてください。

また、技術提案書（事後）の各提出様式に添付する書類の一部が結婚後の新姓で発行されている等、書類間で氏名が一致しない場合は、それらが同一人物であることが分かる資料を追加で添付してください。

Q1-21 技術提案書（事後）及びプロポーザル参加表明書を提出する際に、公告及び入札説明書に示されている配置予定技術者の人数、評価項目における業務実績の件数を超過した場合はどのように評価されますか。

A1-21 総合評価落札方式においては、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の人数は公告及び入札説明書に示されている配置予定技術者の人数のとおりとなるため、技術提案書（事後）においてその人数を超過して配置予定技術者を提出することはできません。

プロポーザル方式においては、参加表明書で提出された配置予定技術者の人数が超過した場合は、提出された配置予定技術者のうち評価点の低い者から順に評価の対象とします。

また、総合評価落札方式・プロポーザル方式とも、業務実績の件数を超過した場合は、評価点の低くなる業務実績から順に評価対象とします。

Q1-22 技術提案（業務の実施方針及び評価テーマ）を求めない業務に参加したいとき、技術提案書（事前）の電子入札システムでの提出はどうすればいいですか。

A1-22 技術提案（業務の実施方針及び評価テーマ）を求めない業務では技術提案書（事前）の提出は必要ありません。

入札時、「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」に係る自己申告評価点を電子入札システムで提出してください。

なお、上記のような業務では「技術提案書審査結果通知書」の通知は下記のように送付されますのでご了承ください。

審査結果	合格	
	理由または条件	本案件は、技術提案を求めない業務につき、審査事項にかかる結果通知はございません。

Q1-23 「配置予定技術者（企業）経験及び能力等」について、事後審査化となりましたが、契約機関が事務所の場合は、技術提案書（事後）の提出先も事務所にはならないのですか。

A1-23 技術提案書（事後）の提出先は契約機関にかかわらず技術管理課のみです。
(1)

奈良県では、総合評価落札方式の技術提案書（事前・事後）及びプロポーザル方式における参加表明書・技術提案書に係る内容の審査・評価を、全て技術管理課で行っています。

ただし、競争入札参加資格確認申請書については案件ごとに提出場所が異なりますので、公告の内容をよく確認してください。

Q1-23 「配置予定技術者（企業）経験及び能力等」について、事後審査化となりましたが、契約機関が事務所の場合は、技術提案書（事後）の提出先も事務所にはならないのですか。

A1-23
(2)

書類提出先一覧（例）

※例と異なる場合も有りますので、必ず案件毎に入札公告を確認してください。

		公告PPIシステム 掲載場所	技術提案書等 (事前)	技術提案書等 (事後)	入札参加資格等 確認申請書	契約書等
提出期限		-	入札公告に記載の期日 (公告日から2～3週間後)	入札公告に記載の期日 (開札日の2日後16時まで※)	入札公告に記載の期日 (開札日の2日後16時まで※)	落札決定後 速やかに
提出方法		-	電子入札システム	持参提出 又は電子入札システム	持参提出 又は電子入札システム	持参
本課 発注	単独	建設業・契約管理課	電子入札システム	(持参) 技術管理課	(持参) 建設業・契約管理課	本課
	一括	建設業・契約管理課	電子入札システム	(持参) 技術管理課	(持参) 建設業・契約管理課	本課
出先 機関 発注	単独	事務所	電子入札システム	(持参) 技術管理課	(持参) 事務所	事務所
	一括	事務所	電子入札システム	(持参) 技術管理課	(持参) 事務所	事務所
	異なる出先機関 一括	<u>建設業・契約管理課</u>	電子入札システム	(持参) 技術管理課	<u>(持参)</u> <u>建設業・契約管理課</u>	<u>各事務所</u>

Q2-1 「参加資格の業務実績」と「評価項目における配置予定技術者の同種業務・類似業務の実績」の内容が違うのはなぜですか。

A2-1 「参加資格の業務実績」については、基本的に「企業の元請実績」としての実績を対象としており、幅広い企業に参加していただけるよう最低限有すべき実績として設定しています。

一方、「評価内容における配置予定技術者の同種業務・類似業務の実績」については、企業ではなく「配置予定技術者の実績」を評価するものであり、過去に同種業務・類似業務の経験があれば、当該業務を実施において、より適切に履行することができるという考えにより設定している項目です。

従って、「参加資格の業務実績」と「評価における配置予定技術者の同種業務・類似業務の実績」の内容が同じになるとは限らないため参加資格及び評価内容は十分確認してください。

Q2-2

同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目において業務実績を明確に確認できる資料を添付してくださいとありますが、どのようなものを添付すればよいですか。

A2-2 (1)

同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目における添付資料（例）

※あくまで（例）であり、評価を確約するものではありません。

別表

実績業務の テクリス登録状況		必須添付資料 <u>※抜粋ではなく、全て提出すること。</u>	各実績における追加添付資料（例） ○：必須添付資料で確認できるもの（確認できない場合は追加添付資料を添付してください。） <u>※内容が確認できる部分の抜粋でも可ですが、表紙、目次等を添付し、一連の書類とわかる場合に限りです。</u>							
			発注 機関	工期	業務 対象 地域	配置技術者 （管理技術者又は担当技術者 として従事していたことが わかる資料）	完了 （検査合格日がわかる資料）		業務内容 （業務内容及び規模がわかる資料）	
							当該業務の 公告日までに登録	当該業務の公告日 翌日以降に登録	テクリス で明確	テクリスで不明確 又は テクリス未登録
テクリス 登録済	完了 登録	<ul style="list-style-type: none"> ・テクリス完了登録（完了登録業務カルテ受領書）の写し 又は （登録内容確認書（業務実績））の写し 	○	○	○	○	○		○	
	完了 未登録**	<ul style="list-style-type: none"> ・業務カルテ受領書（受注登録・変更登録・訂正登録）の写し 又は ・登録内容確認書（受注登録・変更登録・訂正登録）の写し <p>※必ず最終登録のものを添付してください。</p>	○	○	○	○				<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書 ・金抜き設計書 ・業務計画書（最終）の写し ・成果品（報告書）の写し ・発注機関の証明書 等
テクリス 未登録		<ul style="list-style-type: none"> ・契約書（当初）の写し <p>※変更がある場合は契約書（当初）の写しと変更契約書（全て）の写しを添付してください。</p>	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・成果品（報告書）の写し ・業務計画書（最終）の写し ・打合せ簿（発注者の押印済）の写し ・配置技術者届けの写し ・発注機関の証明書 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務等成績評定通知書の写し ・検査合格日がわかる書類の写し ・発注機関の証明書 等 			

**「完了未登録」とは、受注登録等はおこなったが、完了当時に完了登録できておらず、一定期間経過したため、発注者の登録確認の承認が得られないものを指す。
 なお、発注者の承認が得られるものは完了登録のうえ提出願います。

Q2-2 同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目において業務実績を明確に確認できる資料を添付してくださいとありますが、どのようなものを添付すればよいですか。

A2-2 つづき

(2)

- ※1 追加添付資料は発注者が作成した資料を優先に添付していただき、不明確な場合は建設業・契約管理課へ提出した資料の写し（押印、日付もれ等は不可）を提出してください。
- ※2 複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・路線河川名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出してください。
- ※3 配置予定技術者の実績についての資料は、氏名（フルネーム）で記載される等、本人の従事が確認できるものを提出してください。
- ※4 業務契約前に発注者に提出した資料（技術提案書等）は履行を証明できないので、提出しないでください。
- ※5 奈良県発注の業務実績であっても添付資料のみで評価するため、必ず書類を添付してください。

別表は例であり、評価を確約するものではありません。

Q2-3 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」の各評価項目における業務実績の評価対象期間はいつ更新されますか。

A2-3 毎年8月1日以降、各評価項目の対象期間が更新されます。

○同種業務・類似業務、地域精通度（過去10年間での実績）

- ・4月1日～7月31日公告：令和●年4月1日以降、公告日までに完了した業務
- ・8月1日以降の公告：令和●+1年4月1日以降、公告日までに完了した業務

○企業の業務成績評定点（過去4年間の評定点の平均値）

- ・4月1日～7月31日公告：令和●年4月1日以降、令和●+4年3月31日までに完了した業務
- ・8月1日以降の公告：令和●+1年4月1日以降、令和●+5年3月31日までに完了した業務

○表彰（過去4年間での実績のうち公告日までに表彰を受けたもの）

- ・4月1日～7月31日公告：令和●年4月1日以降、令和●+4年3月31日までに完了した業務
- ・8月1日以降の公告：令和●+1年4月1日以降、令和●+5年3月31日までに完了した業務

Q2-4 総合評価落札方式の技術提案書（事前）及びプロポーザル方式の技術提案書において、「業務の実施方針」及び「評価テーマ」を記載する各様式が指定される枚数を超過した場合は、どのように評価されますか。

A2-4 下記様式については、公告において指定した提出枚数を超過したページに記載された内容は評価の対象となりません。

<総合評価落札方式>

○技術提案書（事前）

様式1【業務の実施方針（実施方針・実施フロー・工程表）】

様式2【業務の実施方針（その他）】

<プロポーザル方式>

○技術提案書

様式8【業務の実施方針】

様式9【評価テーマに関する技術提案】

Q2-5 「配置予定技術者の業務実績」について、配置予定技術者が現在の会社でなく、過去に勤めていた会社での業務実績でも評価対象になりますか。

A2-5 評価対象となります。

配置予定技術者の業務実績は、「技術者個人の業務実績の有無」を確認しているため、評価項目に示す期間に完了した業務実績であれば、業務実施時の元請け企業が現在と違う会社の場合でも評価対象となります。

ただし、配置予定技術者が公告で示される参加資格を満たしていない場合は、資格確認時に失格となる場合があるので、公告を十分確認してください。

Q2-6 配置予定技術者の同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目における業務実績について、奈良県で発注している実績についても添付資料が必要なのはなぜですか。

A2-6 配置予定技術者の業務実績をはじめとする「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」の評価については、提出された技術提案書（事後）（プロポーザル方式の場合は参加表明書）の様式及び添付書類のみを根拠とした審査に基づき決定されます。

奈良県の発注以外の業務実績も「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」の評価対象となることから、公平を期すため奈良県の発注業務であってもその実績の評価は提出される添付書類のみに基づくこととしています。

Q2-7 配置予定技術者の業務実績において、提出様式どおりの加点がされていないことがあるのはなぜですか。

A2-7
(1) 「実績を明確に確認できる資料」が不足していると、実績が判断できず評価されない場合があります。特に、複数の添付資料で実績を証明する場合は、各資料に、業務年度・業務名・路線河川名・業務場所・業務番号等が記載されていないと、当該業務の関連資料であることが確認できず評価されない場合がありますので、注意してください。

その他、下記のような理由で加点できない事例が多くあります。

- 技術士における選択科目が不明
- 評価対象期間内の完了・引渡が確認できない実績
- 評価対象発注機関以外の実績
- 業務内容が評価対象業務の前段業務

例) テクリスの業務概要が、「〇〇設計実施を目的に、〇〇についての資料収集を実施した。」となっており、〇〇設計自体を実施していない。

Q2-7 配置予定技術者の業務実績において、提出様式どおりの加点がされていないことがあるのはなぜですか。

A2-7
(2)

- 地域精通度において、発注機関の所在地と業務対象地域が違う場合
例) 県土マネジメント部内の事業課（奈良県庁内）が発注機関だが、業務対象地域は「吉野土木事務所管内」の場合
→吉野土木事務所管内の実績となり、奈良市内（奈良土木事務所管内）の実績とはなりません。奈良県内の実績としては評価されます。
- 添付資料が適切でない
例) テクリスの受注登録のみを添付
→業務が完了しているか不明なため評価されません。
例) 業務内容の詳細として、業務完了前の提案等を含んだ資料（実施計画書、技術提案書 等）を添付している。
→記載内容が確かに履行された事が証明できないため評価されません。

なお、評価は毎回提出された資料でのみ行うため、過去に評価されている業務実績でも添付資料に不備があれば評価されない場合があります。

Q2-8 合併や社名変更等により、テクリス登録書や成績評定点通知書に記載の社名が現在の社名と異なる場合はどうしたらいいですか。

A2-8 原則として、商号又は名称が異なる場合はその企業の実績として評価することはできません。

過去に企業合併等で商号又は名称を変更している場合は、**法人格の同一性が確認できる資料等**（競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書、請負業者入札参加資格承継の承認について（通知）など）の写しを提出様式に添付してください。

Q2-9 配置予定技術者の実績について、テクリス登録に記名されていない技術者でも業務に携わっていただければ評価されますか。

A2-9 配置予定技術者が自身の実績として申告している過去の業務においてテクリス登録されておらず、業務に携わっていることがテクリス完了登録により確認できない場合は、発注者の確認印が押印された配置技術者届けの写しや業務計画書（最終）等、**当該配置予定技術者が確かに管理・担当技術者としてその業務へ従事したことを発注者が確認したことが分かる書類**を添付する必要があります。

従事状況が明確に確認できない場合、総合評価審査委員会（技術審査委員会）にて当該実績が評価されない可能性があります。

Q2-10 同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目において求められている「完了」とは、テクリスにおける「工期」の工期末年月日のことでいいでしょうか。

A2-10 各評価項目において求められている「業務の完了日」とは、原則としてテクリス登録書（完了登録）に記載の履行期間および技術者の従事期間の末日をいいます。

ただし、早期の引渡などによりテクリス登録書（完了登録）の完了登録日が登録内容の「履行期間」の期間内であった場合は、技術者の従事期間にかかわらず、テクリス登録書（完了登録）の完了登録日を基準に早期の完了と判断します。

なお、テクリス登録書（完了登録）の完了登録日が参加を予定している次の業務の公告日以降にずれ込むなどした場合、その公告日時点で当該業務が引渡・完了しているかが明確に分からず評価対象外となるおそれがあるため、委託業務等成績評定通知書の写し、検査合格日がわかる書類の写し又は発注機関からの証明書等を添付してください。

Q2-11 テクリスで登録されている履行期間および技術者の従事期間や完了登録日は参加を考える次の業務の公告日以降となっているが、実作業として成果品は公告日以前に完了していた場合、手持ち業務量に含めなくてもいいですか。

A2-11 すべての場合で公平を期すため、実績の評価は添付書類のみで行っています。実作業としては早期完了していたとしても、**提出書類で当該業務の完了・引渡日が参加を考える次の業務の公告日以前である事が確認できない場合は手持ち業務量に含まれること**となります。

テクリス登録書（完了登録）の完了登録日が履行期間内である場合は完了登録日をもって完了と見なしますが、テクリスの完了登録日が履行期間以後である場合は、委託業務等成績評定通知書ほか検査合格日が分かる書類の写し又は発注機関が発行する履行証明書等、**公告日までに業務が完了していたことが確認できる書類を添付**してください。

Q2-12 配置予定技術者の同種業務・類似業務、地域精通度、表彰の評価項目における業務実績で、高速道路株式会社の発注業務は対象となりますか。

A2-12 配置予定技術者の業務実績をはじめとする「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」の評価の対象となる業務の発注機関については案件ごとに設定されていますので、各公告資料に記載の評価項目をご確認ください。

Q2-13 手持ち業務を証明する添付資料にはどのようなものを添付すればよいですか。

A2-13 テクリス登録されている業務については、テクリスにおいて公告日時点で従事している業務がわかる一覧表、もしくは各業務のテクリス登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）を添付してください。

公告から技術提案書提出までの期間に契約金額の変更があった場合は、公告日時点での金額が分かるようにしてください。

また、手持ち業務は契約金額が500万円（税込み）以上であれば、テクリス登録されていない業務も対象（照査技術者として従事しているものは含まない）となるので、登録されていない業務については、契約書の写し等（業務履行期間、技術者の従事、契約額がわかる資料）を添付してください。

なお、手持ち業務量の評価が「0点」となることが明らかな場合、手持ち業務量に関する添付資料を省略しても構いません。

Q2-14 手持ち業務に特定建設工事共同企業体（JV）での受注業務や長期契約（複数年度にまたがる業務）業務があります。手持ち業務としての金額はどう考えればいいですか。

A2-14 特定建設工事共同企業体（JV）で業務を受注している場合、**請負総金額をJVの参加企業ごとの出資比率に応じて按分した金額のうち**の自社分を、**手持ち業務量**の金額としてください。

またこの場合、按分後の自社の請負金額が示されたテクリス登録内容確認書、もしくは請負送金額の分かる契約書の写し及びJVの請負出資比率が確認できるJV協定書等の資料を添付してください。

長期契約（複数年度にまたがる業務）で受注している業務については、**契約全体の請負総金額が対象**となります。年度毎に按分した請負金額が明示されている場合や、出来高払い等により既に請負金額の一部が支払われている場合でも同様です。

Q2-15 測量業務や地質調査業務は手持ち業務量の対象となりますか。また、発注者が奈良県以外の業務でも対象となりますか。

A2-15 測量業務や地質業務も手持ち業務量の対象となります。また、奈良県以外の発注機関の業務も手持ち業務量の対象となります。

契約金額が500万円（税込み）以上であれば、建設コンサルタント業務以外（照査技術者として従事しているものを除く）も含まれますのでご注意ください。

なお、テクリス登録がされていない業務については、契約書の写し等（業務期間、契約額がわかる資料）を添付してください。

Q2-16 企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）に係る提出様式の添付資料は年度更新後に初めて落札候補者となった時のみの添付でよいとなっていますが、初めて落札候補者となる案件が同時期に集中した場合は全ての案件に添付する必要がありますか。

A2-16 企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）に係る提出様式（総合評価落札方式における技術提案書（事後）の様式7及びプロポーザル方式における参加表明書の様式6）の添付資料について、複数の発注業務の開札時期が近接している等の事由により初回にあたる提出が重複する場合には、当該複数業務のなかで提出締切日が最も早いもののいずれか1つに添付してください。

以降の案件については添付資料は不要ですが、提出様式自体は落札候補者となる度に必ず提出してください。

なお、発注部局が県土マネジメント部と異なる場合は、対象となる成績評定の範囲が変わりますので、該当部局での「初回参加時」に添付するようご注意願います。

Q2-17 企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）に係る提出様式について、添付資料が手元にありません。どうすればいいですか。

A2-17 委託業務等成績評定点通知書を紛失した場合は、必ず発出元（技術管理課土木検査係、当該土木事務所等）に問合せのうえ再発行の手続きを取ってください。

なお、提出様式に添付する資料は成績評定点通知書の写しのみとしてください。細目別評定点等を添付する必要はありません。

Q2-18 企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）において、「測量作業」「地質調査」「単純調査等業務」は評価対象から除くがありますが、通知書では除外対象か判断がつかないものもあります。どうすればいいですか。

A2-18 企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）の評価対象となるかどうかについては、提出様式を収受した後に県データベースと突合のうえ確認いたします。

なお、公告又は入札説明書に記載のとおり、企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）に係る提出様式（総合評価落札方式における技術提案書（事後）の様式7及びプロポーザル方式における参加表明書の様式6）の記載内容と奈良県が保有するデータベースとが一致しない場合、提出者及び当該発注者等に詳細を確認したうえで、提出様式及び添付資料の再提出や追加提出等の対応を要求する場合があります。

Q2-19 受注後のテクリス登録において、参加表明書又は技術提案書（事後）に記載した配置予定技術者以外の技術者の登録を認めないのは何故ですか。

A2-19 プロポーザル方式及び総合評価落札方式においては、受注者を決定するにあたり、参加表明書又は技術提案書（事後）にて申告された配置予定技術者の実績等に係る評価が加味されています。

従って、入札における公平性及び業務の品質確保の観点から、当該業務が実績として認められる（テクリス登録に技術者として記名される）べきはあくまでも実績等を審査・評価された配置予定技術者のみであると考えます。

なお、同様の理由で、評価されていない技術者のテクリスへの追加登録及び正当な理由のない技術者の変更も認められません。

Q2-20 共同企業体（JV）での参加が可能な業務の場合、様式5に記載する予定担当技術者は代表者に所属する技術者のみでいいですか。また、その場合はテクリス登録する構成員の担当技術者は誰でもいいですか。

A2-20 JVでの参加が可能な業務において、担当技術者の実績等の評価対象は業務ごとに決定され、評価項目に明記されます。

従って、評価項目にて代表者の技術者のみと指定されていれば様式5の提出は当該技術者のみとなりますし、構成員の配置予定担当技術者にも資格等を求める場合は様式5も該当する技術者全員分を提出しなければなりません。

業務ごとの評価項目内容や公告資料を十分確認し、書類を提出してください。

また、担当技術者は公告第2の4に示す人数まで登録することができ、所属が代表者か構成員かは区別されませんが、いずれの場合も技術提案書（事後）によりその実績等を評価された者に限られます。

Q3-1 技術提案書の審査は恣意的に行われていませんか。

A3-1 恣意性を排除した中立かつ公正な審査を厳粛に行うため、総合評価落札方式における技術提案書（事前）については、電子入札システム上で自動的に匿名番号化処理を行います。

また、プロポーザル方式における参加表明書・技術提案書についても同様に、審査を実施する部署とは別の部署がマスキングによる匿名化処理を行います。

従って、技術管理課による審査、評価（案）作成及び総合評価審査委員会（技術審査委員会）のすべての段階において、**技術提案書は会社・個人名の特定できない匿名状態で処理されます。**

技術提案のヒアリングを行う場合も同様に、会社名等が特定できないよう配慮しています。

Q3-2 技術提案（業務の実施方針及び評価テーマ）を記載する際に、文字の大きさに制限はありますか。

A3-2 技術提案書（業務の実施方針及び評価テーマ）の作成時、文字は10.5ポイント以上の大きさを記載してください。

また、図表内の文字の大きさについては指定はありませんが、著しく小さい場合や判読しがたい場合は評価の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

Q3-3 技術提案書をカラーで提出しても審査時は白黒で内容を確認していると聞きましたが本当ですか。

A3-3 奈良県では総合評価落札方式における技術提案書（事前）の審査に際し、電子入札システム上で提出された技術提案書データをそのまま画面上で確認しています。従って、カラーで作成された技術提案書はカラーのまま審査が行われます。

また、紙面での提出となるプロポーザル方式における技術提案書については審査に際し必要に応じてコピーしていますが、記載内容の保全のためカラー印刷の提案書は必ずカラー印刷でコピーしています。

なお、企業の知的財産を含む技術提案書の情報漏洩対策として、コピーした技術提案書は技術審査委員会の終了後に即時回収し、その場で確実にシュレッダー廃棄しています。

Q3-4 技術提案（業務の実施方針及び評価テーマ）において業務内で決定するような具体的な内容を提案してもいいですか。

A3-4 技術提案は、調査、検討、及び計画を実施するうえでの取り組み方法について具体的な提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出及び業務内で検討し決定する具体的な内容についての提案を求めているものではありません。

そのため、業務内で検討し決定する必要のある具体的な内容の提案は評価できない場合があります。

Q3-5 技術提案（業務の実施方針及び評価テーマ）が評価されていません。理由を教えてください。

A3-5 技術提案書の評価に関する個別の理由について回答することはできません。
(1)

参考に、過去評価されなかった事例を掲載します。

- ①業務説明書又は特記仕様書で示している内容と提案内容に齟齬があった
- ②評価項目の「判断基準」に沿った提案となっていなかった
- ③検討手法のみ提案がなされ、提案内容の効果や目的が示されていなかった
- ④技術提案書に記載の図表が不鮮明で内容が確認できなかった
- ⑤プロポーザル方式において技術提案書本体に記載がなく、ヒアリング用のPPTデータにのみ記載された提案内容があった

Q3-5 技術提案（業務の実施方針及び評価テーマ）が評価されていません。理由を教えてください。

A3-5 技術提案書の評価に関する個別の理由について回答することはできません。
(2)

参考に、過去評価されなかった事例を掲載します。

⑥業務内容に適した実施体制についての提案で、担当技術者が誰か判別できなかった

→入札説明書（下記）に記載されているとおり、実施体制に関する記載では管理技術者・担当技術者・照査技術者とそれ以外の技術者（補助技術者）が明確に判別できるよう表記してください。

※技術者の配置人数は案件毎に異なりますので、都度入札公告を確認してください。

【入札説明書】（総合評価落札方式）

4 技術提案書（事前）の作成及び記載上の留意事項
(3) 前略

また、様式2の実施体制における担当技術者については、様式5で提出予定の技術者を『担当技術者』、それ以外の技術者についてを『補助担当者』と表記してください。全員を『担当技術者』と表記されると、評価できない場合があります。

Q3-6 「業務の実施方針」において、配点の比率が業務毎で違うのはなぜですか。

A3-6 総合評価落札方式における評価項目の「業務の実施方針」及びプロポーザル方式における受託者を特定するための評価基準の「業務の実施方針・評価テーマ」については、発注者がどのような着眼点や留意点を重視するかを検討したうえで、案件毎に総合評価審査委員会（技術審査委員会）においてその内容及び点数配分が決定されます。

そのため、同じ項目（業務理解度等）であっても、業務内容により点数配分は異なります。

なお、点数配分によらず評価方法（5段階評価）は共通となります。

Q3-7 評価の内訳は公表してもらえますか。

A3-7 ガイドラインにも記載のとおり、総合評価落札方式における参加者の価格評価点及び技術評価点並びにプロポーザル方式における参加者の評価点は、落札者の決定後（契約者の特定後）速やかに公表されます。

（プロポーザル方式における参加者名は、契約者のみ公表）

また、当該業務に参加した者のうち希望する者に対しては、評価項目における「配置予定技術者（企業）の経験及び能力等」の自社分の点数内訳を閲覧により公表しています。ただし、「業務の実施方針」及び「評価テーマ」に関する評価の内訳は非公表としています。

なお、上記の閲覧を希望する際には必ず事前に発注者宛て連絡し、自社の所属が確認できるものを持参のうえ、各事業担当課または土木事務所受付にお越しくください。なお、他社の評価の内訳については、個人情報を含むため、非公表としています。

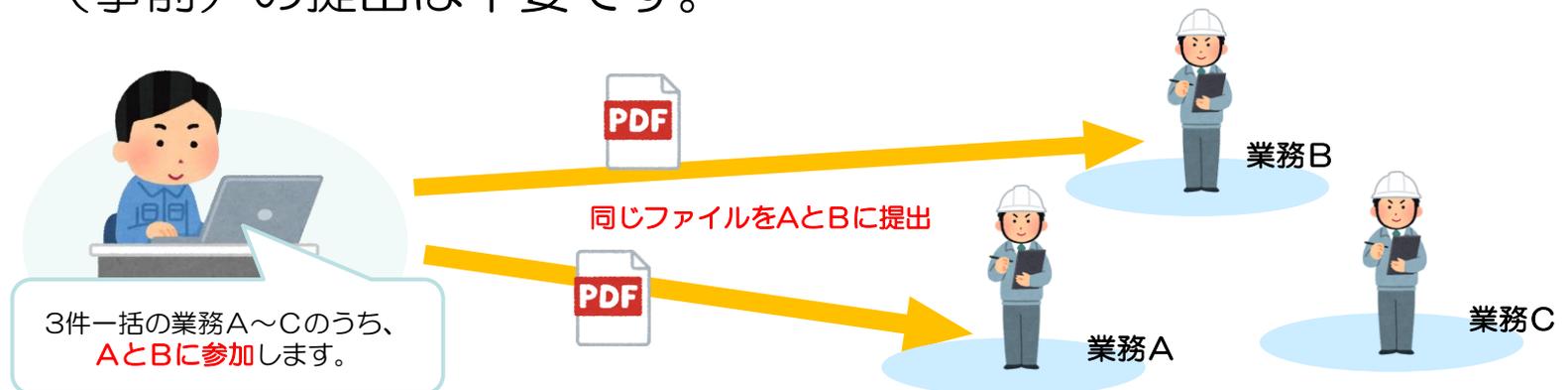
Q3-8 ヒアリングのプレゼン資料として、追加資料を提出してもいいですか。

A3-8 ヒアリングはすでに提出された技術提案書の内容を確認する場であり、ヒアリング時に追加提案が提示されても評価対象にはなりません。評価は提出された技術提案書に基づき実施します。

同様に、ヒアリングの際も追加資料の提出も認めません。また、技術提案書と同時に提出を求められたパワーポイントデータ（提出を求めない場合もあります）も同様で、評価対象とはなりませんので、**提案内容は必ず技術提案書に記載**してください。

Q4-1 一括審査方式で発注されている業務に参加したいとき、技術提案書（事前）の電子入札システムでの提出はどうすればいいですか。

A4-1 一括審査方式の対象業務の場合は、入札に参加する**全ての業務**に対し**同一の技術提案書（事前）**を提出してください。落札候補者となったとき、入札に参加した**全ての工事**で**同一の技術提案書（事前）**が提出されていない事が判明した場合は**失格**となります。また、技術提案書（事前）の作成にあたっては、一括審査方式の対象とする**全ての業務**で**共通して実施する提案**としてください。ただし、一括審査方式の対象業務が技術提案（業務の実施方針及び評価テーマ）を求めない業務であった場合は、技術提案書（事前）の提出は不要です。

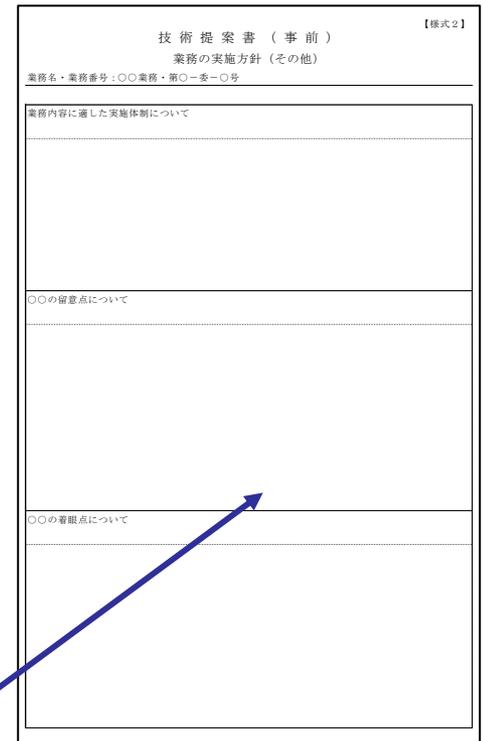


Q4-2 一括審査方式の対象業務について、入札に参加する全ての業務に対し同一の技術提案書（事前）を提出することとありますが、「同一の技術提案書（事前）」について具体的に教えてください。

A4-2 一括審査方式は対象業務全てに対し共通の提案を評価する方式です。

提出の際は公告に添付された様式で技術提案書（事前）ファイル（PDF書類）をひとつだけ作成し、入札に参加する業務全てにそのファイルを提出するようお願いいたします。

落札候補者となったとき、**業務ごとに提出した技術提案書（事前）の提案内容が異なることが判明した場合は、共通の提案を行ったと見なされず失格となります。**



【様式2】
技術提案書（事前）
業務の実施方針（その他）
業務名・業務番号：○○業務・第○-委-○号

業務内容に適した実施体制について

○○の留意点について

○○の着眼点について

対象業務全てに対し共通の提案とするため、**提案内容や提案数量、添付写真等を提出する技術提案書（事前）ごとに変えないでください。**また、句読点の有無等にもご注意ください。

Q4-3 一括審査の業務について、業務ごとに配置技術者を変えたいのですが、どうすればよいですか。

A4-3 一括審査方式の場合、対象となる業務ごとに配置技術者を変更することはできません。

一括審査方式は対象となるすべての業務に対して共通のものとして提出される技術提案書（事前・事後）について、その内容が審査・評価されます。

従って、評価を受ける配置技術者も、すべての業務で同一の者となります。

同一の配置技術者で業務履行体制を確保できる件数を考慮し、業務に参加していただくようお願いします。

Q4-4 一括審査の業務について、業務ごとに異なる業務地等に即した内容で、各個提案を行いたい場合はどのように記載すればよいですか。各業務に対する提案を一覧で記載してよいですか。

A4-4 一括審査方式における技術提案書（事前）は、対象となる全業務に共通する着眼点等を提案してください。

また、一括審査の業務のうち、参加する業務が1業務のみの場合でも、各業務に対する個々の提案や、1業務のみに特化した提案を記載した場合、評価の対象とならない可能性があるため、ご注意願います。

Q4-5 業務5件が対象の一括審査方式（落札可能件数は2件）について、全ての業務に参加はしており、業務①を落札し、続いて業務②も落札者候補者となりました。ここで、業務②より業務③の落札を希望していた場合、業務②の落札を辞退すれば業務③の有効な応札者になれるか。

A4-5 一括審査方式の対象業務に係る落札候補者は、入札公告で定められた開札の順番に従い決定されます。

そのため、開札後に落札可能件数を満たさない状態で落札を辞退した場合、「落札候補者の申し立てによる失格」に該当し、辞退した案件以降の全業務において、落札候補者となることができません。よってこの場合、業務②を辞退すると、以降の業務③でも有効な応札者になることができません。

予め落札したくない業務が決まっている場合は、入札参加申込時点や、入札書及び業務委託費内訳書の提出時点で辞退を検討していただくよう、お願いします。